



無料低額診療事業のご案内

奄美医療生活協同組合 奄美中央病院

奄美医療生活協同組合では社会福祉法に基づき、生活に困り医療費の支払いが困難な方に対し、医療費の減額または免除を行う制度を 2011 年 5 月より実施しています。

無料低額診療事業について

生活困難な方が経済的な理由によって、必要な医療サービスを受ける機会を制限されることのないよう、無料または低額な料金で医療利用を行うもので、社会福祉法に位置付けられている事業です。

例えばこのような方に適用の可能性があります

- 病気や障害によって一時的に収入が無くなり、医療費の支払いが困難
- 年金生活だけでは生活がままならず、医療費の支払いが困難
- 「医療費が払えない」と治療を受けず、苦しんでいる（悩んでいる）人から相談を受けた。・・・など

制度を利用していただける方

※奄美中央病院を受診される方で下記の条項に該当しかつ申請された方が適用となります。

- 世帯収入が当法人の診療費減免に関する基準を満たす方で、医療費の支払いが困難な方。
- 該当する世帯の所得状況を証明できる書類（源泉徴収票・課税証明書・給与明細票等）を提出できる方。

対象となる医療費

- 申請された病院・診療所の医療費に対し、保険分自己負担額を減免または免除します。その対象は、各医療保険の自己負担限度額（限度額適用認定証額等）までとなります。
- 標準負担額（入院食事代）や院外処方箋による調剤薬局での負担金は対象となりません。

無料低額診療事業に関する相談窓口

相談窓口	地域連携室（事務室内）
相談受付時間	平日 8：30～17：00
直通電話	0997-53-0842
担当者	ソーシャルワーカー

※当該制度の基準に満たず適用にならないケースもあります。その際はその他の制度活用も含め相談に応じます。

※他の公的制度の適用が可能な場合は、その手続きをお勧めすることになります。

無料低額診療は、生活が改善するまでの一定期間の措置となります。

公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方法を見つけて一緒に生活を立て直していきましょう。